

4. 国家開発の全体計画

4. 1 国家基本開発計画の未来図と目標

385. MTD Sは中期国家開発を持続可能な基礎の上で改善するためにさまざまな政策・制度を打ち出している。 持続可能な国家開発とは、
- 「持続可能で広範な生活水準の改善で、同時にパラオ人の文化的・環境上の価値を維持していく」
- ということである。
386. 「中期」とは5カ年の期間を云う。
387. MTD Sは詳細な行動計画というのではなく、行動に向けての優先度や責任の所在、線表を構成するものである。 これは、主要な政策や戦略に加えられた調整や修正、あるいは優先度付けの結果、あまりに多くの計画が存在し、それらをまとめる形で作られている。
388. MTD Sの立脚点として重要なのは、1996年に制定され、20年間の開発計画が決められた、NMD P 2020 (National Master Development Plan) である。NMD Pの弱点は、そこに優先度付けがおこなわれておらず、戦略的な行動計画になっていない、ということだ。しかし、にもかかわらず、NMD Pは現在においても、またMTD Sにとっても目標として、また政策・戦略として重要である。
389. NMD Pに示された国家開発のビジョンは現在においても中長期の計画として有効であり、「パラオ人と将来世代のパラオ人の生活の質をしっかりと高める」と評されている。
390. このビジョン、および全般的な目標は、上述のとおり、広範で持続可能な国家開発の対象を示唆している。
391. しかし、多くのパラオ人が望むゴールは、パラオ人が経済開発のプロセスをコントロールし、外国によるビジネスの支配を退けることであろう。 この目標を達成することは、パラオ人の生活の質を高めることになると思われる。
392. 持続可能な国家開発を実行しながら、一方で国家がコンパクト資金に多くを依存し、海外からの投資を必要としている時期に開発とビジネスの主導権をパラオ人に、という試みを実行に移す、ということは、政策や制度の掉尾輪を勘案し、改善するという中で、十分に理解されなければならないチャレンジである。 (???)

4. 2 中期における戦略的優先度と開発にともなう制約

393. 中期戦略の開発は、戦略的優先度付けからはじめるのが有効である。 戦略的な優先度付けは、それを導入することによって中期開発戦略が成功裡におわるために認識しておいたり、注意喚起すべき重要ポイントや制約などについて考慮することである。
394. 重要ポイントや目標、また社会経済環境を認識することによって、以下のような戦略的

優先度が中期開発の枠組みを効果的なものにする、と認識されるようになった。

- 1) 主要な価値と利点を保持すること (???)
- 2) 変化にたいする合意の形成
- 3) 拘束的な制約を周知しておくこと

395. 保持すべき主要な価値と利点、とは、

- 1) 環境
- 2) 文化的価値
- 3) 政治的安定
- 4) 公安と秩序
- 5) 開発パートナーとの友好関係

396.. M T D Sの成功を確実なものにするために、変化に対する合意を形成するための効果的なコミュニケーションプログラムの開発・導入が必要である。 主要な内容は、コミュニケーションにおいて以下の点を強調している (???)

- 1) M T D Sが成功裡に導入された場合、生活や文化・環境面での恩恵
- 2) 政府の役割や機能についての姿勢、またコストに関わる政府の責任について変化が必要であること
- 3) 政府各機関のパフォーマンスの向上
- 4) 民間部門の開発にさらに指導的であるような環境を作り出すこと

397. 制約について説明したように、さまざまな報告やら広範で注目されているコンサルテーションなどに述べられた経験的事実からも明らかなように、持続可能な開発にとって基本的な制約として合意されていることとして、

- 1) 政府のサービスや責任に誰か他の人が対価を支払うべきだ、とか、起業や個人に対する政府のサービスには十分な援助があるだろう、とかいったような期待は「対価を支払うことに対する意欲や生産的に働くこと、あるいは政府の施策に協力することへの意欲の欠如」となって現れていること。
- 2) コミュニティ全体の利益になるような政府の効果的な政策を受け入れたり実施するのに障害となるような利害の衝突、

398. 既述のように、こうした制約の大半は、長期にわたる援助やパラオの少ない人口を反映するものである。 この報告書や他の部門の報告書のなかで紹介されている改善案は過去にも同じものがあつたが、実行されたことはない。このことは、上述の制約の認識やそれらに取り組もうとする措置が不適切であつたということを示している。(??) それらの制約は非常に基本的で広範なものであり、そのために克服するのが難しい。

399. 援助の減額に伴って財政面での調整が必要になる、というプレッシャーはこうした制約について注意をひきつけるのに好都合、という良い面もある。 しかし援助が相当なレ

ベルで続くとすれば、改革へのモチベーションは、援助がおこなわれたときに使い途について説明をもとめられたり、改革の証跡を示せと求められたりといった形で、援助側の姿勢次第、ということになるだろう。

400. 他に優先事項として認識しておきべきことは、
- 1) 海外からの投資や外国人労働者に対する制度的・管理的制約
 - 2) 経済開発を目的とした土地が、MTDSの持続可能な開発と環境の価値と両立しなければならない、という土地利用の脆弱さ
 - 3) インフラや事業、公共サービスのための管理・計画・法制・財政面における不適切さ

4.3 部門別優先順位の設定基準

401. 部門内・部門間で政策・戦略・行動計画のための優先度付けをおこなうことがさらに重要な側面である。これは、中期の戦略というものは経済開発に伴って進歩を遂げる、経済・社会・政治の各制約を認識していなければならないからである。(???) MTDSにおいては、部門内の優先度付けを支援するために、以下の条件を適用してきた。
- 1) サポート： 提案された政策・戦略や行動計画には地域や選ばれた担当者の支援がなくてはならない。多くの提案にはすぐさまサポートが得られないかもしれないが、その提案による効果を説明し、支援してもらう努力がなくてはならない。支援には、効果的なコミュニケーション努力というものまで含まれる。
 - 2) インパクト： 提案された政策・戦略や行動計画には、対象分野の経済的な発展という文脈において充分強い印象を与えるものでなければならない。この条件は、FEIMでMTDS用に準備したさまざまな分野別政策別の文書に基づくものになるだろう。しかしながら、インパクトは、次の3番目の条件のないようにして十分にカバーされるような導入能力を考慮したものでなければならない。(???)
 - 3) 実行可能性： 提案された政策・戦略や行動計画は、時間と資源という制約を考えたとき、実行可能であり、導入可能なものでなければならない。
402. 添付の文書に、この「サポート・インパクト・実行可能性」(以下、SID) 3条件がそれぞれ異なる部門に適用されたり、経済政策に適用されている様子を述べている。表のなかで、SID条件を適用してMTDSの中で推奨されている行動計画にどのように優先順位が確立されているか、を示している。「インパクト」条件には、50%の重みが与えられ、その他の2条件にはそれぞれ25%の重みが与えられている。各行動計画には、10点満点で順位付けがおこなわれている。理解しやすいようにコメントを加えている順位付けもある。各行動計画に対する全体評価が上述の評価方法で各個別SID条件の重み付け評価によって得られている。行動計画はこのように評価され、当文

書の各部門ごとに行動計画として示される。順位1は最も優先度の高い順位である。

403. この順位はMTDSが導入されてから状況が変化したり、評価が変わったり、優先度が変化したり、あるいは新たな行動計画が推奨されたりした場合には変更がありうる。

4.4 包括的戦略

404. 戦略的な優先度評価、および優先度評価された各要素は、MTDSの準備作業において作成された、将来のマクロ経済的・予算環境や社会経済的自然環境、あるいは詳細な部門別評価、などと共に、明確に定義された、3つの包括的戦略を導いている。包括的戦略は、下記のとおり

- 1) 正当な対価の支払い（コストを正しい状態に戻し、定常的な審査を必要とする透明できちんと決められた価格の見直し）
- 2) 効率改善を含む、conservation(??) と コスト削減
- 3) 収入源を生み出すこと

405. 経済政策・インフラ政策、そして部門別の政策には、これらの包括戦略のさまざまな側面が共通テーマとして含まれている。